

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

③ 繙続届出編

6月に「継続意向登録」「収入状況届出」を行うための専用マニュアルです。

2023年11月
文部科学省

浜松日体高等学校 事務室 編集

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
 - マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「③継続届出編」です。
※浜松日体高校HPには「②新規申請編」「③継続届出編」を掲載しています。
- ① 共通編
…e-Shienの概要や操作方法を説明します。
- ② 新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
- ③ 継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年6月、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
- ④ 変更手続編
…「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」について説明します。保護者に変更があった際や、休学により就学支援金の受給を一時停止する際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
- ⑤ 家計急変・新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
- ⑥ 家計急変・継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査（1月）」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続きを行う際に参照してください。
- ⑦ 家計急変・変更手続編
…「保護者等情報変更届出（家計急変）」「支給停止申出」「支給再開申出（家計急変）」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、休学時に家計急変支援の一時停止を行う際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際に参照してください。

目次

➤ 本書（③継続届出編）の内容は、以下のとおりです。

1. 収入状況届出の流れ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.4
2. 操作説明	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
2-1. e-Shienにログインする	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.5
2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P.6

※本文中の画面表示は、令和5年11月現在のものです。

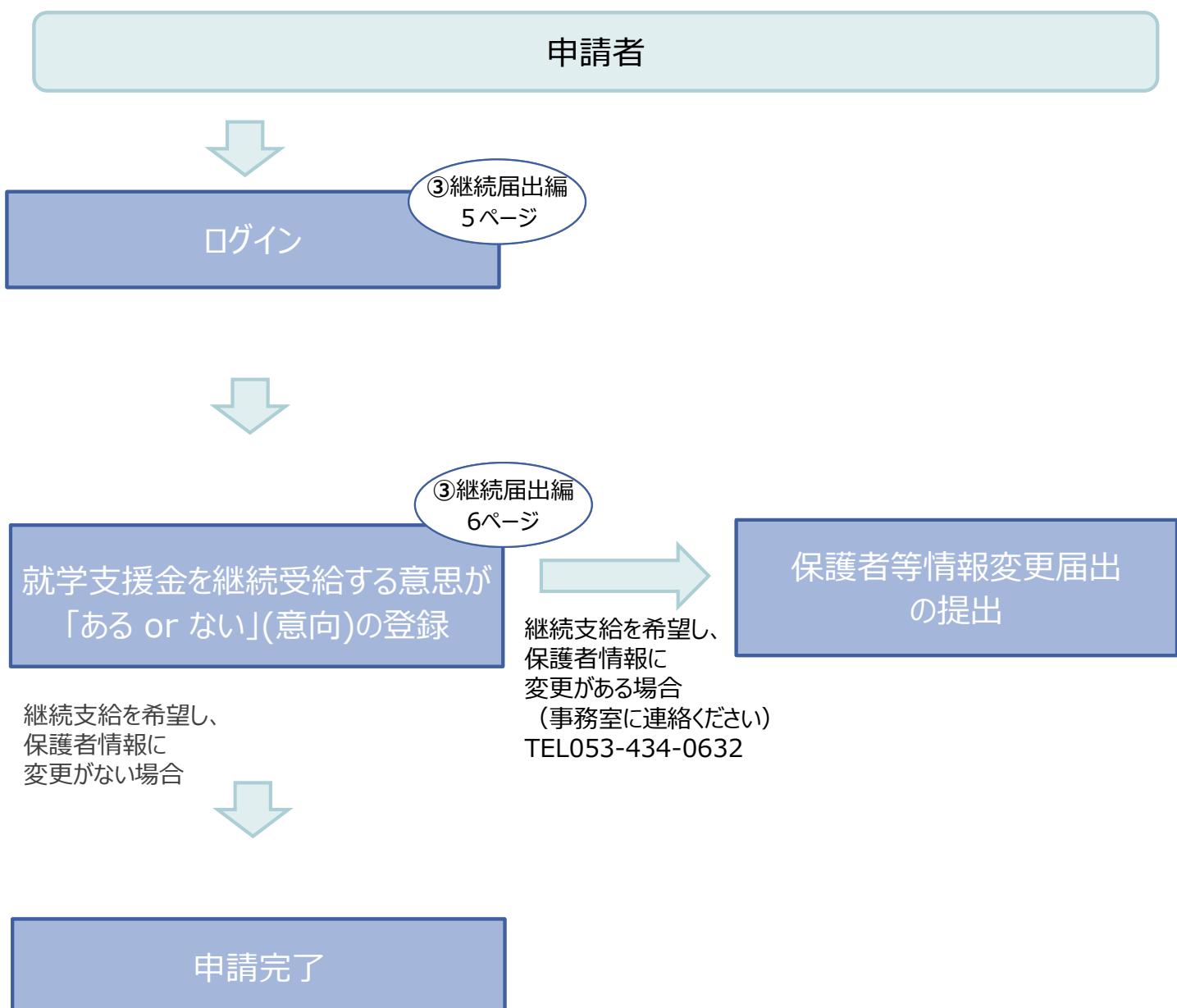
- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm
- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



1. 収入状況届出の流れ

e-Shienを利用した収入状況届出の主な流れは以下となります。

収入状況の届出(毎年6月)



凡例	
XXXX ○ページ	「XXXX(参照資料名)」の ○ページ参照
	e-Shienを使用する手順
	システム外の手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

① ログインID
② パスワード
③ パスワードを表示する
④ 言語(Language)
日本語
⑤ 利用する言語を選択してください。(Please select your language.)

⑥ ログイン

⑦ ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。
※利用規約は[こちら](#)
⑧ 利用可能なOS・ブラウザについて

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日
発行回数： 1

① ログインID (数字のみ) 11545683
パスワード (英字大文字・小文字、数字) 4gUWRP4m

※「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエル
「I」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、
高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている
利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- ① ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- ② 「ログイン」ボタンをクリックします。
[6ページへ](#)
- ③ チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - ・ログインIDやパスワードがわからなくなったら場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
① 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- ① ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

7ページへ

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録

1 継続意向登録 2 継続意向確認 3 登録完了
申請意向登録 入力内容確認

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 必須

1 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。

高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

✓ 継続意向確認

どちらかを選択してください。 必須

2 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。
支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

受給権を放棄します。
資格消滅通知が送付されます。

✓ 保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますか。 必須

3 あります。 (②以外の理由)
以下のいずれかに該当する場合です。
・保護者等の変動(離婚・死別)が発生した場合
・保護者等の健在、収入状況認定方法等の情報を変更する場合
・累計貯蓄による高等学校等就学支援金を要請しており、累計貯蓄額が超過する場合(本市基準により累計貯蓄額の内訳がとなります。)
過去の申請内容は、ホームページ画面の「結果検索」で詳細から確認してください。

あります。 (家計収支)
以下のいずれかに該当する場合です。家計貯蓄額の内訳として就学支援金の受給権を希望する場合に選択してください。
・離婚等の家計負担理由が発生した場合
・家計貯蓄による高等学校等就学支援金を要請しており、保護者等の変動(離別・死別)、調査地、収入状況認定方法等の変更がある場合(保護者等の変動により家計貯蓄額が超過する場合は、市を退所してください。)

ありません。
保護者等の変動(離別・死別)、調査地、収入状況認定方法等のいずれも変更がない場合です。
過去に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合は、こちらを選択してください。

4 入力内容確認

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。

・就学支援金の支給の継続を希望する場合

→ 上部：希望します。

・保護者等の所得制限基準
(世帯年収約910万円※) を超えている場合

・上記のほかの理由により支給を希望しない場合

→ 下部：受給権を放棄します。

- 3 保護者等の変更有無を選択します。

・再婚等により保護者等の変更有ある場合

・保護者等の課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等に変更有ある場合

→ ①あります。(②以外の理由)

・変更有ない場合

→ ③ありません。

- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

8ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスを変更したいときには、過去に個人番号を提出済の場合、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。

個人番号を提出していない(自己情報や課税証明書を提出した)場合には、「③ありません。」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向登録 継続意向確認
申請意向登録 入力内容確認

手順

- ① 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

1

本内容で登録する

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



継続意向登録 継続意向確認
申請意向登録 入力内容確認

以下の内容で登録されました。

中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

マイページに戻る

1

続けて収入状況届出を行う

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面

継続意向登録結果



継続意向登録 継続意向確認
申請意向登録 入力内容確認

以下の内容で登録されました。

中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。

マイページに戻る

1

続けて保護者等情報変更届出を行う

手順

- ① 継続意向の登録結果が表示されます。
- ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がない場合**
→手続きは完了です。

- ・継続支給を希望し、保護者等の情報に**変更がある場合**
→「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックします。詳細は「④変更手続編」マニュアルの5ページ以降を参照してください。

- ・継続支給を希望しない場合
→手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。学校に連絡してください。

- I 過去に個人番号を提出済みの場合、表示されません。